

令和 5 年 1 2 月

お客さま各位

大分みらい信用金庫

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和 6 年 2 月より「ことら送金」および「Bank Pay」サービスが開始されることに伴い、当金庫は 2023 年 12 月 13 日より、以下のとおり「当座勘定規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

1. 改定日

2023 年 12 月 13 日

2. 一部改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容（下線部が改定箇所）

<当座勘定規定（一般用）>

新	旧
第 1 条～第 8 条 (略) 第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 提示された手形、小切手は呈示日 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできますものとします。</u>	第 1 条～第 8 条 (略) 第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

<p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和5年12月13日現在)</p>	<p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和4年11月4日現在)</p>
---	--

<当座勘定規定（専用約束手形口用）>

新	旧
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 提示された手形、小切手は呈示日15時まで</u>に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、<u>当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和5年12月13日現在)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(令和4年11月4日現在)</p>